

住民票(写し)等の請求書

年 月 日

東京都北区長 殿

本人確認できるものを窓口にご提示又はご提出願います。
この請求書は、保有個人情報の開示請求があった場合、原則として開示されます。

①どなたのものが必要ですか Whose certificate do you need?

住所 Address	北区	丁目	番	号	生年月日 Date of Birth
フリガナ					(明)(大)(昭)(平)(令)(西曆)
氏名 Name in Full					年 月 日 Year Month Day

②何が必要ですか What do you need?

1 住民票の写し	世帯全員	通	住民票に記載が必要な項目に✓を記入してください Please check off what do you need. ※プライバシー保護のため、第三者による請求及び指定のない場合は省略します。
	世帯一部	通	
2 記載事項証明書	世帯全員	通	日本人の方 Only for Japanese
	世帯一部	通	
3 除票(旧改製原を含む)の写し		通	外国人の方 Only for Foreigners
4 年金現況届		通	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者
5 不在住証明書		通	<input type="checkbox"/> 国籍・地域
6 閲覧		通	<input type="checkbox"/> 第30条45規定区分・在留資格・在留期間等・在留期間等の満了日・在留カード等の番号
			<input type="checkbox"/> 世帯主・続柄
			<input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー) 個人番号を記載した証明書の提出先は、法律により行政機関等に限定されています。
			<input type="checkbox"/> すべて省略する

③窓口に来られた方はどなたですか Who is here to apply?

窓口に来られた方の署名又は記名押印が必要です。また、窓口に来られた方が第三者の場合は、利害関係を確認できる書類が必要です。

<input type="checkbox"/> 本人	住所	同上	
<input type="checkbox"/> 本人と同じ世帯の方	氏名	同上	電話
<input type="checkbox"/> その他の方	住所	同上	
※代理人の場合は委任状等が必要です。	氏名		電話

請求者が法人の場合は、下記に社印・代表者印の押印が必要です。

住所(所在地)	
氏名(名称)	社印 ⑩ 電話

④使いみちと提出先 For what/where to submit

公的年金等、手数料が無料になる場合がありますので、ご記入をお願いいたします。

<input type="checkbox"/> 運転免許証用(取得、記載変更) <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 勤務先・学校 <input type="checkbox"/> 入国管理局・大使館 <input type="checkbox"/> 公的年金申請用(国民、厚生、各種共済、その他) <input type="checkbox"/> 都営住宅 <input type="checkbox"/> UR(都市再生機構・旧住宅公団) <input type="checkbox"/> 不動産業者 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 税申告 <input type="checkbox"/> その他の目的 []
※第三者の場合は、住民票の写しが必要な理由を具体的に記入してください。 提出先 [] 上記の目的以外には使用しません。

裏面をお読みください。

----- 以下職員記入欄 -----

個人 履歴	係長	交付者	受付者	本人確認	300	通数	住 諸 関
				MN力・旅券・運転免許(経)・在留・特永・障手帳・保険証・年手・保護受給証・社員証・学生証・診察券(×)・キャッシュカ(×)・その他()・聴聞()	500 免除 (公的年金等)		

〔住民票の写し等の請求の際の注意〕

1. 住民票の写し等の交付を請求できるのは以下の場合です。
 - ① 本人または本人と同一世帯に属する方による請求(住民基本台帳法第12条)
 - ② 国・地方公共団体の機関による請求(住民基本台帳法第12条の2)
 - ③ ①②以外の場合で、住民票の記載事項を確認する正当な理由がある方による請求(住民基本台帳法第12条の3)
2. 不当な目的によることが明らかな請求には、応じられません。
(住民基本台帳法第12条第6項)
3. 請求の際は、窓口に来られた方の本人確認書類をご提示またはご提出いただきます。
(住民基本台帳法第12条第3項、第12条の3第5項)
4. 代理人が請求するときは、「委任状」が必要となります。
(住民基本台帳法第12条の3第6項)
5. 第三者が請求するときは、「請求理由を明らかにする資料」が必要です。
(住民基本台帳法第12条の3第4項)
6. 偽りその他不正の手段により、住民票の写し等の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条第2号)